

「国連・持続可能な開発のための教育の10年」をめぐって — 共生社会を目指した日本の取組み —

上 原 有 紀 子

目次	進会議 (ESD-J) の活動
はじめに	(2) 環境保全活動・環境教育推進法及び基本方針の策定
I 基本概念 — 定義と歴史的背景 —	(3) 「総合的な学習の時間」の活用
1 持続可能な開発	III 今後の課題 — むすびにかえて —
2 持続可能な開発のための教育	
(1) 「アジェンダ21；第36章」における具体化	
(2) 「第44回国際教育会議宣言」における確認	
(3) 「テサロニキ宣言」における明確化	
3 持続可能な開発のための教育の10年	
(1) ヨハネスブルグ・サミットにおける日本提案	
(2) 国連総会での決議採択	
II 国内外の取組み	
1 アジア・太平洋地域の各国におけるESDの取組み	
2 ESDの10年をめぐる国際社会の取組み	
(1) ユネスコの国際実施計画	
(i) 国際実施計画の枠組案	
(ii) 国際実施計画の最終案	
(2) 国際シンポジウムの動き	
(i) ESD：重要なこと・実現したいこと・そのために必要なこと	
(ii) アジア・太平洋地域 ESD 国際セミナー	
(iii) ESDの10年に向けたアジアからの発信	
3 ESDの10年をめぐる国内の取組み	
(1) 持続可能な開発のための教育の10年推	

はじめに

2005年1月から、「国連・持続可能な開発のための教育の10年」(United Nations Decade of Education for Sustainable Development (2005–2014)、以下、「ESDの10年」という)が始まった。これは、将来にわたって持続可能な共生社会を作っていくために、自然環境の保全、経済発展、政治・社会制度の改善、貧困削減、異文化理解など、世界が直面している様々な課題の解決を志向し、その原動力となるような教育や学習を、包括的に各国に広めようとする国連のキャンペーンである。

共生社会を目指した教育として、次のようなものが挙げられる。途上国の実情や南北格差の現状等を扱う開発教育、異文化理解の促進を目指す国際理解教育、戦争への反対と平和の構築を主題とする平和教育、様々な差別問題に取組む人権教育、差別問題の中でも特に性差別に焦点をあてるジェンダー平等教育、そして、今日では「環境と持続可能性のための教育⁽¹⁾」とも表現することができる環境教育などである。

このような個別の教育の取組みは、日本でもこれまでに学校内外の教育や学習の場で行われ

てきており、内容についても一定の周知が図られてきた。しかしながら、これらの教育や学習の取組みすべてを包括するような、「持続可能な開発のための教育（ESD）」、「ESDの10年」については、マスメディア等でもそれほど取り上げられておらず、「ESDの10年」の提案に関わってきたNGOや一部の教育関係者などを除いては、まだ十分に知られていない。

本稿では、「ESDの10年」に関する基本的な概念、「ESDの10年」をめぐる国内外の取組み状況、今後の課題などについて、紹介することとしたい。

I 基本概念 一定義と歴史的背景一

1 持続可能な開発

1972年6月、環境問題についての最初の世界的なハイレベル政府間会合として、ストックホルム（スウェーデン）において国連人間環境会議が開催された。世界114ヶ国の代表が参加して行われたこの会議は、環境問題への関心を広め、多くの環境担当大臣やNGOなどが、地球資源保護のために、共同して取組む契機となった。一方、開発が自然環境の汚染や破壊を引き起こすと主張する先進国と、未開発や貧困が人間環境に対する最大の問題であると主張する途上国とが、鋭く対立したともいわれている。こ

の会議の後、国際社会において、自然環境と、貧困による経済・社会問題、並びにそれらの因果関係について、綿密な調査が必要であるとの認識が広まった⁽²⁾。

このような認識の高まりに伴って、「持続可能な開発」⁽³⁾（Sustainable Development）という概念が1980年代に取り上げられるようになった。公式文書では、1980年に国際自然保護連合（IUCN）が、国連環境計画（UNEP）の委託により、世界自然保護基金（WWF）などの協力を得て作成した地球環境保全と自然保護の指針を示す『世界保全戦略』（World Conservation Strategy）で初めて使用された。また、日本政府の提唱で1984年に設置された「環境と開発に関する世界委員会（委員長を努めたノルウェー首相の名をとってブルントラント委員会とも呼ばれる）」が、3年間にわたる議論の成果としてまとめ、1987年4月に公表した報告書『我ら共有の未来』（Our Common Future）⁽⁴⁾において、「持続可能な開発」とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と定義されている。この定義により、この概念が世界的に幅広い理解を集めるに至り⁽⁵⁾、持続可能な共生社会の実現を考える際のキーワードとなった。

ただし、IUCNなどは、1991年、『世界保全戦略』の改訂版ともいべき『新・世界保全戦

(1) 1997年12月の「テサロニキ宣言」で示された。同宣言について、本文I-2-(3)を参照。

(2) UNESCO, "Sustainable Development: an Evolving Concept, Education for Sustainable Information Brief.", April 15, 2004. <http://portal.unesco.org/education/en/file_download.php/73e887820aa674fa11fe04770123fdd6brief+Concept+of+ESD.pdf> (last access 2005.2.1.)

(3) development の訳語について、江原裕美編『開発と教育』新評論, 2001, p.13などによれば、日本語では自発的自然的プロセスの「発展」と外性的意図的プロセスの「開発」と2通りある。このことを含め、Sustainable Development については「永続可能な開発（または発展）」と訳すなどの議論もあるが、本稿では政府公定訳に従う。

(4) WCED, *Our Common Future*, UK : Oxford University Press, 1987. 邦訳は大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店, 1987.

(5) 持続可能な開発の概念の定義は70以上あるともいわれるが、もっとも広く引用されているのがこのブルントラント委員会による定義である。その他多彩な解釈を紹介する邦語文献として、例えば次の文献がある。ジェニファー・エリオット（古賀正則訳）『持続可能な開発』古今書院, 2003. pp.2-6.

略一かけがえのない地球を大切にー』においては、ブルントラント委員会の定義が、無限に成長するという矛盾した印象を与える言葉である「持続的成長」(sustainable growth)などの言葉と混同される恐れもあることを指摘し、本来の趣旨での「持続可能な開発」とは、「限りある地球環境の生態系を維持しながら、人間の生活の質を改良する」ことをいうとして、「持続可能な社会の構築」(building sustainable society)、「持続可能性の実現」(achieving sustainability)などの表現も用いている⁽⁶⁾。

このため、「持続可能な開発」の文脈における様々な表現には、共通する本来の趣旨があることを念頭に置く必要があるだろう。

2 持続可能な開発のための教育

1990年代には、国連環境開発会議で採択された実施計画「アジェンダ21」において、教育の役割の重要性が示されたことを契機に、それ以降に行われた様々な教育に関する国際会議の場で、ESDの概念が取り上げられるようになった。これらの議論を通じて、共生社会を目指した個別の教育の枠組みに「持続可能な開発」という視点が入り入れられることにより、ESDとは、個々の教育の枠組みを広げ、それらに関連付けながら、持続可能な社会を構築するための様々な課題に対し、国や地域の多様性を尊重しつつ取り組むものと認識されてきている。

(1) 「アジェンダ21；第36章」における具体化

1992年6月、ストックホルムでの国連人間環境会議の20周年を機に、リオ・デ・ジャネイロ

(ブラジル)において、国連環境開発会議が開催された。「地球サミット」として知られるこの会議には、115カ国の元首または首脳を含む、181カ国の代表が参加し、地球環境保全と社会経済開発の緊急な課題について議論された。

地球温暖化、オゾン層の破壊、野生生物種の減少などの地球環境問題は、開発を目指す途上国と、大量生産・消費に基づくライフスタイルの先進国双方の社会経済システムに起因している。このため、全体としては、問題解決のために、あらゆる国のあらゆる立場の人々が協力しつつ、それぞれの立場から主体的に取り組む必要があるとの認識で一致した。

この地球サミットの成果として採択された実施計画が「アジェンダ21」である。「アジェンダ21」は、21世紀に向けて、人類が他の生物とともに、限りある地球環境の中で生存していくために必要な行動の計画を具体的に示すもので、貧困撲滅、消費形態の変更、人口問題への対処、開発資源の保護、女性の地位向上など、幅広い分野をカバーし、4部(全40章)から構成される⁽⁷⁾。

この「アジェンダ21」の第36章において、その実施における教育の重要性が強調され、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の4つの命題が次のように示された⁽⁸⁾。

◆ 基礎教育の推進と改善：

基礎教育へのアクセスは多くの者に一とりわけ少女と字が読めない成人にとって一問題が残っている。現在教えられているような、基礎的な読み書き能力や計算能力を育成する

(6) IUCN/UNEP/WWF, *Caring for the Earth - A Strategy for Sustainable Living*. Switzerland : Gland, 1991. pp.8-9. <<http://coombs.anu.edu.au/~vern/caring/caring.html>> (last access 2005.2.1.)

(7) 国連事務局監修(環境庁・外務省監訳)『アジェンダ21』海外環境協力センター, 1993.5.

(8) UNESCO, "Education for Sustainable Development, Education for Sustainable Information Brief.", April 15, 2004.

<http://portal.unesco.org/education/en/file_download.php/c087fbc95b175f1776b748036352e65fbrief+on+ESD.pdf> (last access 2005.1.31.)

だけでは、持続可能な社会を十分に発展させることにはならないであろう。それに代わって、基礎教育は、市民が持続可能な生活を送ることを奨励し、支援するような知識、技能、価値観及び洞察力を伝えることに、焦点を当てなければならない。

◆ 既存の教育の再構築：

社会・環境・経済という3領域における、持続可能性に関連するより多くの原則、技能、視点及び価値観を含むように、幼稚園から大学までにおける教育の再考と見直しを行うことが、私達の現在及び未来の社会のために重要である。

◆ 持続可能性の理解と意識の啓発：

より持続可能な社会へと前進するためには、人々が持続可能な社会の目標を認識し、それらの目的のために役立つ知識や技能を持つことが必要である。見識ある有権者と知識のある消費者が、市民社会と政府が持続可能な様式で行動し、より持続可能な社会の形成に役立つことができる。

◆ 研修：

あらゆる部門の労働力が地方、地域、国家における持続可能性に貢献することができる。あらゆる部門の労働力が、持続可能な様式でそれぞれの労働を行うために必要な知識や技能を身に付けるような、専門的な研修プログラムの開発が、ESDの重要な内容として認識されてきている。

また、「アジェンダ21」の各国実施状況を監視し報告を行う持続可能な開発委員会⁽⁹⁾は、第36章の実施を推進する機関として、ユネスコを指名した。

(2) 「第44回国際教育会議宣言」における確認

ユネスコ・国際教育局主催による国際教育会議は、通称文相会議とも呼ばれるユネスコ加盟国の政府間会議である。1994年10月、ジュネーブ（スイス）で行われた第44回会議では、1974年第18回ユネスコ総会により採択された「国際理解、国際協力、及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」（以下、「74年国際教育勧告」という）の見直しが議題とされ、127カ国の代表と11のNGOから、300人を越える関係者が参加した。

「74年国際教育勧告」では、国際理解、国際協力、国際平和などに関する教育を「国際教育」（international education）と総称することが提起され、「国際教育」の核として、平和・人権・民主主義という3つの概念を重視して推進することが提案された。この「74年国際教育勧告」の扱いについて、第44回会議の準備会合では、勧告そのものを修正するのではなく、歴史的文書として生かした上で、20年経過時点の新たな内容を加えて「国際教育」を積極的にすすめる方策をまとめる方針が決定された。この方針に沿って新たに重視された概念が「持続可能な開発」と「寛容」である⁽¹⁰⁾。第44回国際教育会議で採択された「平和・人権・民主主義のための教育宣言」では、「持続可能な開発」と「国際教育」のあり方に関して次の事柄が確認された。

◆ （第44回国際教育会議に集まった文部大臣は）教育の大きな責任は、両親のみならず社会全体にあり、教育制度に関わるすべての人々及びNGOと共同し、平和・人権・民主主義の教育という目的を十分に達成するとともに、

(9) 持続可能な開発委員会（Commission on Sustainable Development：CSD）「アジェンダ21」を受け、1992年12月に国連の経済社会理事会に設置された。日本を含む53カ国の代表で構成される。

(10) 第44回国際教育会議及び採択された宣言について、会議参加者による次の文献を参考にした。堀尾輝久「地球時代へ向けて—平和・人権・共生の文化を」及び「平和・人権・民主主義のための教育・宣言」『平和・人権・環境教育国際資料集』青木書店、1998、pp.2-25、pp.448-451。

「持続可能な開発」と平和の文化に貢献する責任をもつことを確信する。

- ◆ 平和、人権、民主主義及び「持続可能な開発」の問題に積極的に取り組む、責任感のある市民を育成するという新たな課題に見合う革新的な方法の開発を奨励する。

(3) 「テサロニキ宣言」における明確化

地球サミットから5年後の1997年12月、テサロニキ（ギリシャ）において、「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育と意識啓発」が開催された⁽¹¹⁾。このテサロニキ会議は、「アジェンダ21；第36章」のための活動の一つとしてユネスコとギリシャ政府により主催され、84カ国から1,200人あまりの専門家が集まった。

テサロニキ会議でも、「アジェンダ21」に同じく、教育は持続可能な社会を実現するための手段として捉えられることが再確認され、最後に参加者の満場一致で「テサロニキ宣言⁽¹²⁾」が採択された。

この宣言では、従来の環境教育の枠組みの転換を含めて、持続可能性のための教育のあり方について、次の点が明確にされている。

- ◆ 持続可能な社会を実現するためには、消費と生産のパターンの変化を含む、行動やライフスタイルの急激な変化の下で、様々な重要な部門における様々な調整と統合の努力が求められている。このために、適切な教育と意

識啓発が法律、経済、技術とともに、持続可能性を支える柱の一つとして認識されるべきである。

- ◆ 持続可能性に向けて、教育を全体として再編成することには、あらゆる国のあらゆるレベルの学校内外における教育が含まれる。持続可能性という概念は、環境のみならず、貧困、人口、健康、食の安全、民主主義、人権、平和をも包含する。持続可能性とは、最終的には、文化の多様性や伝統的な知恵が尊重される必要があるような、道徳的・倫理的規範である。
- ◆ 環境教育は、トビリシ環境教育政府間会議⁽¹³⁾の勧告の枠内で発展し、進化してきたが、「アジェンダ21」やその他の主要な国連会議で議論されるような、世界的な問題に幅広く取り組んできており、持続可能性のための教育としても扱われてきた。このことから、環境教育を、「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわないといえる。
- ◆ 人文科学、社会科学を含むすべての教科の領域で、環境と「持続可能な開発」に関する問題が扱われる必要がある。持続可能性を扱うことは、異なる学問分野や慣行を、それら固有の独自性を確保しながら集めるような、総合的で学際的なアプローチを必要とする。

3 持続可能な開発のための教育の10年

2002年、このような「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、さらに世界的に推進しよ

(11) 会議概要について UNESCO, International Conference on Environment and Society: Education and Public Awareness for Sustainability, 1997.12.30, <http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL_ID=37610&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html> (last access 2005.1.31.)

(12) The Declaration of Thessaloniki <http://portal.unesco.org/education/fr/file_download.php/d400258bf583e49cd49ab70d6e7992f6Thessaloniki+declaration.doc> (last access 2005.1.31.)

邦訳の一部は、阿部治ほか「資料「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育とパブリック・ウェアネス」におけるテサロニキ宣言」『環境教育』Vol.8-2, 1999.3.を参考にした。

(13) 1977年10月、旧ソ連のグルジア共和国の首都トビリシにおいて、66カ国の代表が参加して行われた、環境教育に関する政府間会議。

うとする国連のキャンペーンの提案が、NGOの協力のもと日本政府により行われ、第57回国連総会での決議採択に至った。

(1) ヨハネスブルグ・サミットにおける日本提案

地球サミットから10年目にあたる2002年、8月26日から9月4日にかけて、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」がヨハネスブルグ（南アフリカ共和国）で開催された。地球サミットで採択された「アジェンダ21」の見直しや、環境と開発にまつわる新たな課題について議論することを目的とするこのヨハネスブルグ・サミットには、地球サミットの参加国数を上回る191カ国からの代表が集まった。

首脳レベルの会合は9月2日から行われ、小泉首相のスピーチ⁽¹⁴⁾の中で「持続可能な開発のための教育の10年（ESDの10年）」が、次のような日本政府の提案として表明された⁽¹⁵⁾。

私は、皆の持続可能な開発の達成のため、何をなすべきかについて明らかにするという課題に世界の指導者達とともに取り組むために、ここヨハネスブルグに参りました。

世界は厳しい現実に満ちています。世界中で紛争が絶えまなく続いています。しかし、

ひとたび平和を勝ち得たとき、さらに持続可能な開発を手に入れるための最大のポイントは何でしょうか。私の答えは「人」です。

日本は、天然資源に恵まれない中、人的資源を礎として今日の日本を築いて参りました。日本は、発展の礎として教育を最重要視してきました。なればこそ、「持続可能な開発のための教育の10年」を国連が宣言するように、日本のNGOとともに提案しました。また5年間で2,500億円以上の教育援助を提供することとしています。

「ESDの10年」は、ヨハネスブルグ・サミットの成果として採択された各国の行動指針である、「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画⁽¹⁶⁾」の第124項に、教育の活用における4つの緊急行動の一つとして盛り込まれた。

(2) 国連総会での決議採択

ヨハネスブルグ・サミットの実施計画を受け、日本政府は2002年11月、第57回国連総会での採択を目指し、「ESDの10年」に関する決議案を国連総会事務局に提出した。この提案は、日本の働きかけにより、最終的には先進国と途上国双方を含む46カ国が共同提案国となり行われ、

(14) 「持続可能な開発に関する世界首脳会議における小泉総理大臣スピーチ」平成14年9月2日（日本語版）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/14/ekoi_0902.html> (last access 2005.2.1.)

英語版は <<http://www.mofa.go.jp/policy/environment/wssd/2002/kinitiative2.html>> (last access 2005.2.1.)

(15) ヨハネスブルグ・サミット開催に先立ち、日本では2001年11月にNGOのネットワーク団体「ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラム」が設立された。「ESDの10年」は、当初この提言フォーラムから「環境教育の10年」という形で政府に提案されたものの、採用されなかった。同時に提言フォーラムにおいては、従来の環境教育のみの概念で考えると、この提案は広がり欠ける、として見直しも行われた。そこで提言フォーラムは、開発教育、平和教育、人権教育などを含めたESDに概念を広げた「ESDの10年」と形を改めた上、2002年3月、外務省によるヨハネスブルグ・サミット議長ペーパーに対する意見募集に対して再度提案し、採用されるに至った経緯がある（上條直美『国連・持続可能な開発のための教育の10年』制定の背景と実施に向けた日本国内の動向『PRIME』20号、2004.10, pp.61-71.）。

(16) WORLD SUMMIT ON SUSTAINABLE DEVELOPMENT PLAN OF IMPLEMENTATION <http://www.johannesburgsummit.org/html/documents/summit_docs/2309_planfinal.htm> (last access 2005.2.1.)
邦訳は、「エネルギーと環境」編集部『ヨハネスブルグ・サミットからの発信』エネルギージャーナル社、2003.11, pp.3-77.

12月の本会議において満場一致で採択された⁽¹⁷⁾。その骨子は次の4点である。

- ◆ 2005年1月1日から始まる10年を「ESDの10年」と宣言する。
- ◆ ユネスコを「ESDの10年」の主導機関（リード・エージェンシー）として指名するとともに、ユネスコに対して、既存の教育推進プロセスとの関係を整理しつつ、各国がESDを実施する際の指針となる国際実施計画を策定することを要請する。
- ◆ 各国政府に対し、ユネスコが作成する国際実施計画をふまえ、2005年までに「ESDの10年」を実施するための措置を、教育政策や行動計画に盛り込むことを検討するよう呼びかける。
- ◆ 第58回国連総会の仮議題に「ESDの10年」を含むことを決定する。

この決議を受け、2003年の第58回国連総会、さらに翌2004年の第59回国連総会でも、この決議を再確認し強化する決議が採択された⁽¹⁸⁾。これらの提案も、日本政府が各国に共同提案を募り行ったものである⁽¹⁹⁾。2002年の決議の内容に加え、各国政府に対し市民社会や関係者への意識啓発と参加を促すよう要請すること、ESDの中間レビューを行うために第65回国連総会（2010年）で「ESDの10年」を議題とすること、などが新たに盛り込まれた。

II 国内外の取組み

1 アジア・太平洋地域の各国におけるESDの取組み

先進諸国におけるESDの取組みの中心は、環境教育、平和教育、開発教育、ジェンダー平等教育、子どもの人権教育、国際理解教育にあり、途上国では貧困撲滅に関する教育を中心とした開発教育、HIV/AIDS教育、紛争防止教育であるとされ、取組みに熱心な先進国として北欧諸国、オランダ、デンマークなどが挙げられる⁽²⁰⁾。

一方、アジア・太平洋地域の各国では、他のどの地域よりもESDが実行されてきているとの指摘もある⁽²¹⁾。例えば、ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発センター（ACEID）が1996年に刊行した報告書には、アジア・太平洋地域の各国の学校教育におけるESDの取組みとして、環境教育に持続可能な開発の視点を取り入れている例や、環境教育が多数の科目にまたがる例、国を挙げて環境教育に取り組んでいる例などが次のように挙げられている⁽²²⁾。

マレーシアの初等学校では、「人間と環境（Man and Environment）」というテーマが、社会、理科、健康教育、公民、歴史・地理の5科目に取り入れられているほか、学校が中心となって自然クラブ、環境週間、環境教育キャンペーンなど、教科の枠を超えた取組み

(17) UN Doc. A/RES/57/254 (2002年12月20日採択)

(18) UN Doc. A/RES/58/219 (2003年12月23日採択) ; A/RES/59/237 (2004年12月22日採択)

(19) UN Doc. A/58/486 ; A/59/483/Add.7

(20) 廣野良吉「UNDESDに関連した国際機関の動き」『ESD—J2003活動報告書』2004.3, pp.8-9.

(21) ジョン・フィエン「アジア・太平洋における「国連・持続可能な開発のための教育の10年」の課題と挑戦」『開発教育』49号, 2004.2, pp.76-81.

(22) Fien, J., and Tibury, D., *Learning for a sustainable environment: an agenda for teacher education in Asia and the Pacific*. Bangkok; UNESCO (ACEID), 1996, quoted in John Fien et al., "Towards Education for a Sustainable Future in Asia and the Pacific." *Prospect*, vol.30, no.1, (March 2000) pp.41-56.

を行っており、これらに対し、政府・NGO・メディアなどの幅広いサポートがあるという。

スリランカでは、文化・宗教と環境教育の哲学との関連が強調されている。また、国の教育委員会が学校に対し、「持続可能な生活パターンの進展」に貢献するように求めている。

タイの初等学校では、環境教育が3単元から成る「生活体験 (life experience)」という教育課程に組み込まれており、生活体験は理科、社会研究、健康及び道徳教育を含む。前期中等学校の社会研究の選択科目であるコミュニティ開発は、地方の環境問題の解決の取組みに生徒が参加する機会を、多数設けているという。

オーストラリアで伝統的に行われている、学校教育課程における広範な時間割の枠の設定は、環境教育のための地方の改革及び複数の教育課程にまたがる支援を推進している。環境教育のための、州政府による政策、教育課程のガイドライン、支援教材などがこれまでに策定されている。

インドでは、国立教育研究・教員養成所 (NCERT) が、初等学校3年生～5年生向けの環境学習のための国定教科書のモデルを作成している。6年生以上 (上級初等学校) では、すべての科目の教科書に環境教育が取り入れられている。

このように、アジア・太平洋地域の国々では、環境教育をベースにした ESD の事例が多い⁽²³⁾。その理由として、この地域にはまだ自然環境が多く残され、人々は自分たちの生活と、自然環境の持続可能性とを関連づけた学習が比較的容易であることが示されている。しかしながら、この地域の国々では個別の ESD の次の段階、すなわち、ESD を支援するために、教育の制度やしきみ全体を再編成するには、まだ至っていないことも指摘されている。この指摘は2003年の時点でも妥当するとされている⁽²⁴⁾。

2 ESD の10年をめぐる国際社会の取組み

(1) ユネスコの国際実施計画

(i) 国際実施計画の枠組案

「ESD の10年」の主導機関とされたユネスコは2003年8月、まず国際実施計画の枠組案⁽²⁵⁾を発表し、各国政府、NGO など関係者に対して意見を求めた。この枠組案では、「ESD の10年」を宣言した国連決議に触れ、ミレニアム開発目標⁽²⁶⁾との関連、「アジェンダ21；第36章」で明らかにされた ESD の4領域などが示された上、具体的には次に掲げるような提案が示された。

◆ 「ESD の10年」を、国際社会におけるこれまでに行われてきた教育の取組み、特にユネスコが推進してきた「万人のための教育

⁽²³⁾ 日本について、同報告書では、初等及び中等学校の科目が、総合的に環境問題を扱っていること、環境省や文部科学省がともに環境教育を推進していることなどが述べられている。我が国の取組みについては、II-3「ESD の10年をめぐる国内の取組み」において、現在の動向を中心に後述する。

⁽²⁴⁾ フィエン、前掲注⁽²¹⁾

⁽²⁵⁾ "United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Framework for a Draft International Implementation Scheme." UN Doc. 32 C/INF.9, 26 August 2004.

⁽²⁶⁾ Millennium Development Goals ; MDGs 2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、189カ国により採択されたミレニアム宣言から生まれた、開発の進展と貧困削減のための8つの目標と、具体的な18項目の達成目標。うち、教育に関しては、①2015年までにすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を終了できるようにすること、②初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消すること、という2つの達成目標が掲げられた (国連開発計画『人間開発報告書2003—ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けて—』国際協力出版会, 2003.12, pp.1-11.)。

(EFA)⁽²⁷⁾」及び「国連識字の10年(UNLD)⁽²⁸⁾」と連携させる。

- ◆ EFA、UNLD の課題とも共通する ESD の優先課題としては、貧困の克服、ジェンダーの平等、健康の増進、環境の保護と保全、農村の変革、人権尊重、異文化理解、持続可能な生産と消費、文化的多様性、情報通信技術などのテーマが挙げられる。
- ◆ 「ESD の10年」の担い手として、地域社会レベル（学校など最小グループ）、国家レベル、国際レベル等、あらゆるレベルの政府、市民社会、NGO、民間部門等のパートナーが世界中に存在する。
- ◆ あらゆるパートナーの取組みにおいては、それぞれの文化を尊重するとともに、連携を促進するネットワークを構築する。特に中央政府と市民社会の連携が重要である。

この枠組案に前後して、日本では、ユネスコ国内委員会（事務局は文部科学省国際統括官室）と NGO のネットワーク団体である「持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）」がそれぞれ提言を行った。

まず、ユネスコ国内委員会は、日本が「ESD

の10年」の提案国であることから、ユネスコに対し、国際実施計画策定に向けての提言を積極的に行うとして、ユネスコ枠組案が発表される前に提言をまとめ⁽²⁹⁾、外務省を通じてユネスコ事務局長あてに提出した。この提言の中で、国際実施計画に盛り込むべき事項として、①ミレニアム開発目標と連携するものとしての ESD の位置づけ、②途上国における地域の実情に応じた ESD 推進のための教育プログラムの開発、③先進国による自らの課題としての ESD への取組み、④地域社会における連携の重視、⑤ ESD に基づく教育の質の向上⁽³⁰⁾、⑥ ESD に重要な役割を担う教員の資質向上、⑦関係機関・関係者間のパートナーシップの強調の7項目が挙げられている。

ESD-J は、ユネスコ枠組案の発表を受け、その枠組案を検討した上で提言書をまとめ⁽³¹⁾、2003年9月中旬にユネスコ本部に送付した。国際実施計画に盛り込むべき事項として、挙げられたのは次の9項目である。①ESD の目標の提示（特にミレニアム開発目標の達成も含めること）、②平和の構築、ジェンダー平等の視点の強調、③市民への周知を目指すキャンペーンの実施、④万人への情報公開と参画の権利保障、

(27) Education for All ; EFA 1990年にジョムティエン（タイ）で開催された「万人のための教育世界会議」に始まる取組み。ジョムティエン会議では、従来、初等学校教育とイメージされていた基礎教育の概念を、早期幼児教育、成人を対象とする識字教育等にまで拡大するとともに、教育を受けることは万人の基本的権利と宣言し、EFA 実現のために6項目の到達目標が設定された。2000年4月にはダカール（セネガル）で開催された「世界教育フォーラム」において、ジョムティエン会議の見直しが行われ、あらたな到達目標「ダカール行動枠組み」として6項目（うち2項目はMDGsと共通する目標）が設定された（江原、前掲注(3) pp.301-320.）。

(28) United Nations Literacy Decade ; UNLD 識字教育は、EFA に関して2000年に設定された「ダカール行動枠組み」の6項目すべてにおける基本とされ、とりわけその第4項目において、2015年までに、特に女性を中心として、成人識字率の現水準を50%改善することが掲げられている。UNLD は、この「ダカール行動枠組み」のために設定されたもので、ユネスコの主導の下、2003年～2012年の10年間に、識字教育の拡充を促すキャンペーンである。

(29) 2003年6月～7月にかけ、ユネスコ国内委員会「教育小委員会」にワーキング・グループを設置して議論されたもの。日本ユネスコ国内委員会「「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関してユネスコが策定する国際実施計画への提言」平成15年7月29日（『ESD-J2003活動報告書』2004.3, pp.165-168.）。

(30) 日本の取組み例として「総合的な学習の時間」の新設を指摘している。本文Ⅱ-3-(3)を参照。

(31) ESD-J 運営委員長阿部治「UNESCO「DESD 国際実施スキーム（要綱案）作成上の考え方」に対する提言書」2003年9月、<<http://www.esd-j.org/news/0309ESD-Jteigensyo.doc>> (last access 2005.2.1.)

⑤サポート・フィードバック体制の整備、⑥地球市民の視点・地球民主主義の確立とそのため
のメディアリテラシーの導入、⑦グローバリゼーションの弊害に対する危機意識、⑧消費の観点
からみた先進国の課題、⑨評価・見直しのため
の国際会議の開催。

(ii) 国際実施計画の最終案

ユネスコは各国政府・NGO等から出された
こうした意見をふまえ、2004年10月に、国際実
施計画の最終案⁽³²⁾を第59回国連総会に提出し
た。この最終案は総会で採択された後に確定す
る予定である⁽³³⁾。枠組案と比較して最終案で
は、特にESDが目指す価値観と特徴、視点と
課題、学習の場、「ESDの10年」の目的など
についての記述が次のように具体化され、より詳
細なものとなっている（全4章50ページに及ぶ）。

◆ ESDが目指す価値観

- 世界中の人々の尊厳と人権に対する尊敬と、
社会・経済的公正への関与
- 将来の世代の人権に対する尊敬と、世代間の
責任への関与
- 地球の生態系の保全と復興に関わるような、
多様性に富む、より大きな生命の共同体への
尊敬と配慮
- 文化的多様性への尊敬と、地域及び地球規模
における寛容な、非暴力・平和文化の構築へ
の関与

◆ ESDが目指す特徴

- 特定の科目ではなく、カリキュラム全体に組
み込まれる学際性と総合性
- ある価値観や原則を基準とする場合、その不
断の検証
- 批判的思考と問題解決志向
- 言葉、芸術、演劇、討論、経験など、教育者
と学習者が協働して学ぶ多様な方法
- 学習者による学び方についての意思決定への
参加
- 地球規模の課題とともに地方の課題と地方の
言語を重視

◆ 視点と課題

- 社会・文化的な視点：人権、平和及び人間の
安全保障、ジェンダーの平等、文化の多様性
と異文化理解、健康、エイズ、統治（ガバナ
ンス）
- 環境的な視点：天然資源（水、エネルギー、
農業、生物多様性）、気候変動、辺鄙な地域
の改革、持続可能な都市化、防災の予防と軽減
- 経済的な視点：貧困削減、企業責任と説明能
力、市場経済

◆ 学習の場

- 住民の課題を発見できる地方の市民社会
- 日常の労働を通じてESDに関与できる職場
- 公的な教育の場である初等・中等教育機関
- 訓練を通じた学習が可能な技能・職業訓練機
関、教員訓練機関
- 研究・教育のみならず、国の政策を支援しう
る高等教育機関
- 評価を通じて教育機関や学習者に影響を及ぼ

⁽³²⁾ United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Draft International Implementation Scheme, <http://portal.unesco.org/education/en/file_download.php/03f375b07798a2a55dc39db7aa8211Final+IIS.pdf> (last access 2005.2.1.) 邦訳はESD-JのHPに掲載された国連大学高等研究所松井上席研究員の仮訳を参考にした。<http://www.esd-j.org/documents/DESD_J_Draft2.pdf> (last access 2005.2.1.)

⁽³³⁾ 2005年2月25日執筆時点では未採択。なお、国際実施計画最終案は、2005年1月版がユネスコのHPにアップされている。わずかな加筆及び単語の差替え、表番号の修正などがあり、全体で2ページ増加したが、内容はほとんど変わらない。2005年4月にユネスコ執行委員会から正式な承認を受ける予定とされている。<http://portal.unesco.org/education/en/file_download.php/856fa34fd51bdcd4a62b81ca03282ea3draftFinal+IIS.pdf> (last access 2005.2.25.)

す教育監査機関

- 政策協議を行う行政立法機関
- 教育関連にとどまらず、社会・経済・環境関連の営利・非営利機関

◆ 「ESD の10年」の5つの目的

- 持続可能な開発を迫るにあたり、教育と学習の中心的な役割を拡大する。
- ESD の関係者間の連携、ネットワーク形成、情報交換、交流を促進する。
- あらゆる形態の学習及び意識の啓発を通じて、持続可能な開発に関する構想力（ビジョン）を洗練・推進し、持続可能な開発に変化を与える場所と機会を提供する。
- ESD における教育と学習の拡充された質を向上させる。
- ESD における能力強化のために、あらゆるレベルでの戦略を策定する。

また、枠組案に対してユネスコ国内委員会及び ESD-J から出された提言の冒頭に共通して挙げられた、ミレニアム開発目標（MDGs）との関連について、最終案では序論に「他の国際的取組みとの連携」という1項目が設けられ、ESD の10年（DESD）と連携して取組むべきものと明確に記された。その他、万人のための教育（EFA）の取組み、国連識字のための10年（UNLD）の取組みとも連携すべきとされ、それぞれの役割は次のように位置づけられている

（表1）。これら4つの取組みの連携について、国レベルの情報交換により、相乗効果があるように調整をしながら、総合的に行われるべきとされた。

なお、最終案には附録として「国レベルのESD の10年実施の原則⁽³⁴⁾」が示された。この原則は、「ESD の10年」の取組みがすべての関係者の協力を必要とするプロセスであることを前提とし、各国の状況に違いがあることを考慮した上、例示的な提案を行っている。最終案が国連総会で確定するまでに、若干の修正が行われる可能性もあるが、この原則自体に大幅な変更はないものと思われる。日本を含め各国は、この原則に照らし合わせて、自国における「ESD の10年」の実施状況をチェックすることができる。

(2) 国際シンポジウムの動き

- (i) ESD：重要なこと・実現したいこと・そのために必要なこと

2003年10月27日、「持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）」及び国連大学高等研究所の共催により、外務省・文部科学省・環境省の後援及び環境事業団から地球環境基金の助成を得て、国連大学において表記のテーマで、「ESD の10年」に関する国際シンポジウムが行われた⁽³⁵⁾。

ESD に関する情報が日本ではまだ断片的に

（表1） ESD の10年（DESD）及びその他の国際的取組みの位置づけ

MDGs	教育に関する測定可能な開発目標を提供する。
EFA	すべての人に教育の機会を与える方法に焦点を当てる。
UNLD	あらゆる形態の学習において核となる学習手段の普及に焦点を当てる。
DESD	あらゆる状況における学習を特徴づける、一連の、基本となる価値観、関連するプロセス及び行動の成果を奨励する。

（出典）UNESCO, United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Draft International Implementation Scheme, October, 2004. p.10.を参考に作成。

⁽³⁴⁾ UNESCO, "Appendix: Principles of national DESD implementation.", *United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Draft International Implementation Scheme*, (October, 2004) pp.49-50.

⁽³⁵⁾ 「海外の NGO との交流を通しての学び(1)ESD 国際シンポジウム」『ESD-J2003活動報告書』2004.3, pp.92-129.

しか知られていない中、ESD の活動において世界をリードするキーパーソンから情報提供を受け、それらを共有し、参加者の一人ひとりの実践に生かすことが本シンポジウムの目的とされた。このため、スイスに本部のある IUCN 教育コミュニケーション委員会の事務局長を務める、ウェンディー・ゴールドステイン氏、イギリスの開発教育協会所長のダグラス・バーン氏、オーストラリアのロイヤル・メルボルン工科大学講師のホセ・ロベルト・ゲバラ氏の3名の海外ゲスト及び日本の国連大学高等研究所において「ESD の10年」の推進に努める鈴木克徳氏らが招かれ、一般からは学生、教員、研究者、企業、行政、公益法人、NPO など、様々な分野から100名を超える参加者が集まった。

このシンポジウムを通じ、ESD の認識について、①社会における学習の課題を統合するもので、追加的な新しいジャンルではなく、開発教育、環境教育などの既存の教育からのアプローチが可能である、②未来思考性をもち、対話や参画を通じてより良い社会変革を促すような学びを重視する、という共通見解が浮かび上がった。

参加者のアンケートでは、ESD の情報については理解したという肯定的な意見が多かったが、概念や定義を大切と認めつつも、事例・具体的手法を知りたいというコメントがもっとも多かったという。また、教員によるコメントでは、総合的な学習の時間の活用に関するもの、国際機関の関係者からは、ODA との関係性を重視する指摘がみられるなど、実際に多方面からのアプローチが試みられていることも明らかに

された。

(ii) アジア・太平洋地域 ESD 国際セミナー

この国際セミナー⁽³⁶⁾は、2004年7月27日～8月3日にかけて、国立教育政策研究所（NIE R）において、アジア・太平洋地域の政策担当者、学者、専門家を集めて開催された。アジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）⁽³⁷⁾の取組みの一つとして行われたこのセミナーへの参加者は、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、スリランカ、タイ、ベトナムの各国の代表者、ユネスコ・バンコク事務所、アジア工科大学（AIT）の代表者合計24名に加え、オブザーバーとして出席した文部科学省、ユネスコアジア文化センターなどの関係者である。

このセミナーは、①ESD に関する政策、研究についての情報及び研究を共有すること、②研究成果及び ESD を構成するものの一つとして、環境教育における最良の実施例を明らかにすること、③「ESD の10年」のための準備作業に資するような、教育開発・研究のための政策課題や戦略について話し合うこと、④地域的・国家的な開発の状態に応じた ESD の課題などを明らかにし、APEID プログラムとの関わりを強化すること、⑤「ESD の10年」の実施にあたり、政策形成に関する協調体制を構築するために、パートナーシップとネットワーク形成を強化することを目的として行われた。

セミナー全体の討議の成果として、アジア・太平洋地域における ESD の政策開発等の手引

⁽³⁶⁾ 斎藤泰雄「アジア・太平洋地域持続可能な開発のための教育（ESD）に関するセミナー」『国立教育政策研究所広報』144号、2004.12、p.2. なお、セミナーの正式名称は、"Regional Seminar on Policy, Research, and Capacity Building for Educational Innovation for Sustainable Development"

⁽³⁷⁾ Asia-Pacific Programme of Educational Innovation for Development : APEID とは、1973年に始まった、教育開発のための諸事業を行う地域協力事業。ユネスコ・バンコク事務所内に事務局「アジア・太平洋地域教育開発センター（アセイド）」(ACEID, Asian and the Pacific Centre for Educational Innovation for Development) を置く。

きとするために、①地域的なプログラムのレビューや評価の手引きとすることができるような、ESDに関する枠組みを策定すること、②既存のプログラムやネットワークの上に形成される教育のテーマに焦点をあて、それらを調整するような、省庁間の体制を作ること、③各国の取組みを支援する ESD 地域ワーキング・グループを設置すること、④ESD 実施情報に関するデータベースを構築すること、⑤ボトム・アップの支援を得られるように、各国各地の言語による広報パンフレットを作成すること、⑥ APEID 方式による「知識経済（情報社会）の到来に向けた ESD に関する共同開発プロジェクト」に率先して取組むこと、という6つの勧告が採択されている⁽³⁸⁾。

(iii) ESD の10年に向けたアジアからの発信

2004年9月5日～6日にかけて、タイに拠点を置くアジア工科大学において、地球環境行動会議（GEA）⁽³⁹⁾とアジア工科大学による共同セミナーが開催された。このセミナーは、日本及び東南アジアで活躍する NGO、国際機関等の代表者の参加のもと、環境教育の視点から、現場に携わる人々の意見交流をはかり、実践的な活動・支援の輪を広げることを目的とするもので、バングラデシュ、カンボジア、インド、日本、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイの NGO の代表、「大メコン河流域研究学術ネットワーク」の代表らを含む、36名が参加して行われた。

総括では、グループ討議で明らかにされた ESD の今後の共通課題として、①天然資源の保護と管理、持続可能なライフスタイルの実践等、②関係者間のネットワーク形成、③学校内外の教育をベースに、文化的価値観と倫理観に基づく総合的アプローチをとること、④カリキュラムや教材の開発等、⑤学校教育の範疇外の人々との連携、⑥商業主義にたつメディア、ラジオ、テレビの役割の見直し、⑦地元の事情に対応できる地域レベルの開発指針と評価基準の策定、⑧情報共有のための共通プラットフォーム（Eメールなど）の構築、⑨ESD のコンセプトを試行するパイロットプログラムの9項目が再確認された。また、ESD の手段と方法に関して、地元の事情に配慮した情報通信技術の開発に期待がよせられ、それには地域の言語によるコンテンツを作成する必要があること、学習の機会の平等を確保する役割が政府にあること、などが強調された⁽⁴⁰⁾。

3 ESD の10年をめぐる国内の取組み

国内の主要な取組みとしては、「ESD の10年」の日本国内の推進母体となることを目指して2003年6月に設立された NGO、「持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）」の活動がある。また、持続可能な社会の構築を担う人づくりを目指した、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号。以下、「環境保全活動・環境教育推進法」という）が制定されたこ

⁽³⁸⁾ NIER/UNESCO-APEID, Educational Innovation for Sustainable Development, Final Report of a Regional Seminar, 27 July-3 August 2004, pp.2-4.

⁽³⁹⁾ 地球環境行動会議（Global Environmental Action : GEA）とは、地球サミット開催前年の1991年、同サミット開催の資金調達を目的として開催された「地球環境賢人会議」の事務局として、竹下登元首相が発起人となり超党派国会議員、経済人、学者らをメンバーとして発足した NGO。定期的に国際会議を開催し、地球環境と持続可能な開発分野に関する提言などを世界へ発信している。1999年にはその団体としての功績が評価され、国連環境計画（UNEP）により、持続可能な開発の基盤となる環境の保護及び改善に功績のあった個人又は団体を表彰するグローバル500賞を授与された。

⁽⁴⁰⁾ セミナー報告書「総括」<<http://www.gea.or.jp/41activ5/seminar2004/pdf3/unospeechJ.pdf>> (last access 2005.2.1.)

と、特に、同法に基づき2004年9月に閣議決定された基本方針に、「ESDの10年」の推進が盛り込まれたことなども挙げられる。

そのほか、学校教育におけるESD推進の取組みとして、現在の学習指導要領に基づく「総合的な学習の時間」の活用などが期待されている。

(1) 持続可能な開発のための教育の10年推進会議 (ESD-J) の活動

ESD-Jは、ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラムの環境教育分科会メンバーが設立母体となり、2003年6月に設立されたNGOのネットワーク団体である。2004年3月現在、24名の役員と60を超える団体正会員及び個人の賛同人で構成される。設立趣意書には、①異分野のNGOなどが互いに補完し合いながら、持続可能な社会づくりに取り組むネットワークをつくる、②政府のカウンターパートとして、市民およびNGO等が政府、地方自治体、国際機関、企業、教育関連機関とパートナーシップを組み、国内外で実質的なESDを実現するための政策提言と協働実施を行なう、③学校教育や社会教育、まちづくりなどを通じて持続可能な社会づくりにNGOなどが参画するしるきを強化する、④「ESDの10年」についての国際的な窓口や受け皿となる、⑤国際的な政策決定プロセスに参画できるNGOの人材養成のしるきをつくる、⑥日本のNGOが、国際機関へのプロジェクト提案と資金獲得をできるような方策を推進する、という6項目を掲げる。

2003年度の活動は、情報提供事業、政策提言事業、ネットワーク推進事業の3本柱で構成さ

れ、事業の柱ごとにプロジェクトチーム (PT) を設置して次のような活動が行われた。

- ・組織体制作り PT: ESD-Jのミッション及び中長期計画案の策定
- ・情報提供 PT: ESD-Jウェブサイトの開設及びメーリングリストの運営
- ・政策提言 PT: ユネスコ国際実施計画の枠組案への提言
政党への公開質問状の送付⁽⁴¹⁾・要望書の提出等
- ・ネットワーク推進 PT: 国内15カ所の地域ミーティング及び全国ミーティングの開催
- ・その他: 国際シンポジウムの開催、2003年度活動報告書の制作等

2004年度には7月にNPO法人格を取得し、ウェブサイトによる情報発信の拡充、ESDの10年国内実施計画NGO案の策定、政府への働きかけ、地域ミーティングの開催、多言語パンフレットの作成を含む国際ネットワーク推進事業など、幅広い活動を行っている。

(2) 環境保全活動・環境教育推進法及び基本方針の策定

2003年7月、議員立法による環境保全活動・環境教育推進法が成立した。環境教育を推進するための法整備に関する議論は以前から環境省、関連のNPO、国会議員の間などで行われてきたが、ヨハネスブルグ・サミットにおけるESDの10年の日本提案に後押しされる形で勢いを増したともいわれる⁽⁴²⁾。2002年11月、与党は「環境教育推進に関する小委員会」を設置し、

(41) 参議院議員選挙を目前に、各政党にESDの10年への取組み姿勢に関する公開質問状を送付したもの。2003年10月8日付けで行われた。各政党からの回答はウェブサイトに掲載されているが、内容に対応する回答が寄せられているのは共産党のみである。「公開質問状への各政党からの回答 (速報)」2003年11月4日、< <http://www.esd-j.org/news/index.htm#20031104>> (last access 2005.2.1.)

(42) 「『保全活動』視野の与党と特化した民主 環境教育推進で新法の動き」『Jiji Top Confidential』11032号, 2003.2.25, p.12.

ここで検討された法案が与野党協議で合意を得た上⁽⁴³⁾、2003年7月18日に参議院本会議での可決成立に至った。

この法律は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育についての基本理念及び国や地方公共団体の施策の枠組みを定めるものである⁽⁴⁴⁾。この法律による新たな制度として、環境教育の指導者を育成又は認定する事業について、その事業を行う民間団体等は、主務大臣（環境、文科、農水、経産、国交）の登録を受けることができる制度が設けられた（第11条～第17条）。また同法第9条において、国は、この登録制度に関する、都道府県や市町村への情報提供を通じて、学校教育及び社会教育における民間団体等の人材の活用をすすめるよう、適切な配慮に努めることも定められている。

法制化に向けて、環境教育推進の立場から大きな役割を果たしたNPOの「環境文明21」は、この法律の制定により、NPOが学校に協力しやすくなった、環境教育や環境問題の認知を広める推進力が生まれた、などと評価する一方、この法律にいう「環境教育」の定義が従来の狭義のものであり、ESD推進の観点からみると不十分であることなどを指摘している⁽⁴⁵⁾。「環境教育」の定義は同法第2条で行われているが、ここで環境教育とは、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」とされた。この定義ではESD

の観点からみると限定的であり、持続可能な社会の構築をイメージしづらい。ESD-Jも同様の懸念を表明しつつも、この法律が参画や協働を促す視点を多く取り入れている点で、ESDの基盤整備には大きな役割を果たす可能性を秘めていることを評価している⁽⁴⁶⁾。

また、同法第7条は、この法律の実施にあたり、基本方針を定めることとした。基本方針の策定に向けて、環境大臣及び文部科学大臣が合同で2004年4月に懇談会を設置し、基本方針策定までに6回の会合を開くとともに、パブリックコメントの募集、環境省主催による各種意見交換会の開催などを通じ、広く国民の意見を集めた⁽⁴⁷⁾。その結果、2004年9月24日に閣議決定された基本方針においては、①持続可能な社会を目指していく必要性、②持続可能な開発についての共通理解、③環境教育の内容に持続可能な社会の構築という視点が含まれること、④環境教育の実施において、総合的な取り組みが必要とされること、⑤ESDの10年の推進に向けて政府が国内の対応を進めること、⑥ESDの10年の趣旨を踏まえ、政府が途上国地域への協力を行うこと、などが明記された⁽⁴⁸⁾。このことにより、環境保全活動・環境教育推進法では不十分であると指摘されていたESD推進の観点が、基本方針において明確にされたといえる。

(3) 「総合的な学習の時間」の活用

(43) 民主党は与党案に先立ち2月19日付けで参議院に「環境教育振興法案」を提出していたが、その後民主党法案の意見も取り入れる形で与党との協議がまとまり、7月15日の衆議院環境委員会への法案提出は委員長提案という形で行われた。第156回国会衆議院環境委員会議録第14号 平成15年7月15日3頁

(44) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）

<http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/03.pdf> (last access 2005.2.9.)

(45) 藤村コノエ「NPOから見た環境保全活動・環境教育推進法」『環境研究』134号, 2004, pp.9-13.

(46) 村上千里・阿部治「持続可能な開発のための教育」推進の視点から見た環境保全活動・環境教育推進法」『環境研究』134号, 2004, pp.18-22.

(47) 「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針の閣議決定について」環境省報道発表資料, 平成16年9月22日 <<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5288>> (last access 2005.2.1.)

(48) 「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」平成16年9月24日閣議決定 <http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/basic.pdf> (last access 2005.2.1.)

我が国の学校教育における ESD は、現行の学習指導要領で新設された「総合的な学習の時間」いわゆる総合学習の時間を利用して取組まれている。この総合学習の時間では、環境教育、情報教育、国際理解教育や開発教育などの教科横断的・総合的な学習に取り組むことが可能となっている。

総合学習の時間を活用するという、学校における ESD 実施に適した枠組みができたものの、教員が必ずしも対応し切れていない現状を指摘する声もみられる。しかしながら、町をあげて総合学習に取り組んでいるという福島県川俣町の小学校の例、水俣市の子どもたちの町づくりへの参加の例⁽⁴⁹⁾、新宿区の久保小学校の「みんなの公園づくり」の例など⁽⁵⁰⁾、地域の協力のもと、地域の資源や課題などをテーマに総合学習を行っている先進事例で、ESD の実施例として評価されているものも複数ある。このように、総合学習の時間を活用した ESD の実施については、試行錯誤が行われている段階である⁽⁵¹⁾。

一方、この総合学習の時間の新設に代わり、国語・算数などの基礎的な教科の授業時間数が

減っていることに鑑み、文部科学大臣から見直しを示唆する発言も出ている⁽⁵²⁾。この背景には、2003年に実施された2つの国際学力調査の結果において、日本の順位の低下傾向が明らかになったことなどがある⁽⁵³⁾。

しかし、ユネスコ国内委員会は、ユネスコ国際実施計画の枠組案に対する提言の中で、総合学習の時間の活用を通じて ESD を推進し、教育の質の向上を図ることに期待を寄せている⁽⁵⁴⁾。同時に、たとえば先述したマレーシアの初等学校の取組み例のように、日本の学校教育においても、社会、理科、公民など、複数の教科の横断的な活用を通じた ESD の実施について検討される余地もあろう。このことから、総合学習の時間の活用とともに、その枠組みのみにとらわれずに、ESD 実施の試行錯誤が行われてよいともいえるだろう⁽⁵⁵⁾。

III 今後の課題 —むすびにかえて—

「ESD の10年」の実施の初年度である2005年を迎えた今、各国は、国内事情に応じて自国の「ESD の10年」を実施すべき段階にきてい

(49) 阿部治「持続可能な社会のための教育とは 地域に根ざし、学びから行動へ」『Earth Guardian』4号, 2004.4, pp.46-49.

(50) 森良「総合学習サポートからコミュニティ教育の創造へ」『解放教育』442号, 2004.10, pp.25-33.

(51) ESD-Jの事務局長を務める村上千里氏は、総合学習のニーズと地域の人材をつなぐ ESD コーディネーター制度を提案している。「『Volo』(2010年1月号)は、環境教育をライフワークに活動している M さんの街頭インタビューで始まる」『Volo』402号, 2005.1/2, pp.10-12.

(52) 「中山文科相 指導要領全体の見直しを」『日本教育新聞』2005.2.18. ; 「総合学習の見直しなど示唆 中山文科相が母校でスクールミーティング第一弾」『内外教育』5537号, 2005.1.25. ほか

(53) 義務教育終了段階の15歳を対象にした、経済協力開発機構 (OECD) による「生徒の学習到達度調査 (PISA)」で、日本の高校一年生は読解力が前回 (2000年調査) の8位から14位に、数学的応用力も1位から6位に低落、科学的応用力は2位を守った。中学2年生と小学4年生を対象にした国際教育到達度評価学会 (IEA) による「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」では、中学生の理科が前回 (1999年) の4位から6位に、小学生も前回 (1995年) の2位から3位に下がった。小学算数の3位と中学数学の5位は変わらなかった。「もはやトップレベルではない」日本の15歳、学力低下『東京新聞』2004.12.7.夕刊 ; 「ゆとり教育見直し 文科相方針 学力低下を懸念」『産経新聞』2004.12.15.

(54) ESD を基礎にした教育の質の向上を目指した日本の取組み例について、「日本の学校教育では「総合的な学習の時間」が新設された。(中略) 今後この時間を活用して、日本の学校における ESD が推進されることが期待される。」と述べられている。日本ユネスコ国内委員会, 前掲注(29)。

る。このため、アジア・太平洋地域の各国の取組みの分析や、国際シンポジウムの議論などで、様々な課題が示されてきた。

ここでは特に2005年のスタートにあたり、ユネスコが国際実施計画の最終案で示した「国レベルのESDの10年実施の原則」の冒頭に示された、活動開始のための8項目を参考にして、我が国の国レベルの取組み（特に、国内向けの取組み）における課題を整理したい⁽⁵⁶⁾。

ESDの基本となる取組みは、対話・協働・参画を通じた自発的な学びのプロセスであるため、国レベルで行われるべき取組みは、その自発的なプロセスを促す体制づくりであるといえる。ユネスコの示した原則によれば、「ESDの10年」の活動開始のために国が行うべきこととして挙げられている8項目は、いずれもこの体制づくりに関わる。これらの8つの項目は、①政

府による推進体制づくりに関連すること、②予算の確保、③広報・意識啓発の3分野に整理することができる（表2）。

この3つの分野を参考に、日本の現状を順にみていくと、現時点での分野ごとの課題が明らかになるとと思われる。

まず、①の国レベルの推進体制づくりについて、2004年12月の時点で、政府内には6省（外務・環境・文科・経産・国交・農水）による各省連絡会議が立ち上がり、初期的な協議が行われている段階であるという⁽⁵⁷⁾。ユネスコの国際実施計画の最終案では、ESDの10年においては、定期的なサイクルで地方・国・地域・国際レベルの協議を行うことが提案されている。これによれば、2005年から2006年にかけてこれらの4つのレベルの会合を立ち上げ、2007年以降は毎年、（表3）に掲げたサイクルで会合を開

（表2） 3つの分野における、「ESD10年」開始のための国レベルの取組み

3つの分野	「国レベルのESDの10年実施の原則」から冒頭の8項目
①国レベルの推進体制づくりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者を明らかにし、最初の会合をひらく。 ・ESDの10年を推進し、EFAの取組みとの連携も確保するような、多くの関係者からなる国レベルの組織を特定する。 ・ESDへの関与を促すため、ESDの10年の計画の策定、または既存の教育計画の強化のための協議を行い、国としてのESDの10年の目的を設定する。 ・ESDがすでにどの程度、教育の取組みに組み込まれており、どこでどのような取組みが行われているのかを把握するための、基礎的な調査を行う。 ・地方の行政組織の取組み状況を含めて、国の法的・制度的な枠組みについて調査する。 ・国及び地方レベルにおける、政府の省庁間、市民社会、民間部門、NGOの協力のための枠組みを策定する。
②予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ESDの10年間に必要とされる経費を試算し、既存のプログラム、予算を含めた財源を明らかにする。
③広報と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・（広報対象とする）聴衆の範囲と性質に応じた情報伝達と主張の計画を策定する。

（出典）UNESCO, United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Draft International Implementation Scheme, October, 2004, p.49. ("Initiating partnership and action.", Appendix : Principles of national DESD implementation.) を参考に作成。

55) イギリスでは2002年から中等教育課程において必修化された「市民性教育」（日本では「公民」と訳されることもある）に、全課程横断学習のテーマとしてESDが含まれる。ただし、このような教科横断的な特徴は、日本の総合学習の時間の特徴と類似するとも指摘されている。藤兼裕子「「地球市民」という概念を考えるー比較教育学の視点からー」『国際理解』35号, 2004.11, pp.110-128.

56) ESD-Jの政策提言PTは、このユネスコの示した8項目をふまえ、ESDの10年推進のために政府が初年度に行うべきことを検討している。2004年12月14日のESD-J主催による勉強会で示された提言案では、政府が行うべき7項目を挙げている（ESD-J「総合的な学習の時間のためのESD勉強会」配布資料, 2004.12.14, pp.4-8.）。<<http://www.esd-j.org/documents/041214esd%95%d7%8b%ad%89%ef%83%8c%83W%83%81.pdf>> (last access 2005.2.1.)

57) 池田満之「DESD日本実施計画最前線」『ESDレポート』2号, 2004.12, p.7.

(表 3) ESD に関する会合の年間サイクルの提案

月	11月	2月	6月	9月
会合	国の下部・地方の関係者による協議	国レベルの ESD 協議のための集まり	地域レベルの ESD 幹部会議	ESD の10年のための関係機関調整委員会

(出典) UNESCO, United Nations Decade of the Education for Sustainable Development (2005-2014) Draft International Implementation Scheme, October, 2004, p.44. (Table 9: A proposed annual cycle of ESD meetings.)

くことが提案されている。各省連絡会議は、このうち国レベルの協議の準備段階といえる。

貧困や人権といったテーマも含む ESD のテーマの広がりからみると、これらの6省のほかに厚生労働省、法務省といった省庁も協議に加わる必要はないかどうかの検討、また ESD-J は内閣府に推進本部を設ける必要があるとの提案も行っているが、この点についての検討も含めて、国レベルの推進体制づくりが進められる必要がある。

特に、この国レベルの体制づくりは、日本が提案した、「ESD の10年」実施のための第57回国連総会決議、それに続く第58回、第59回国連総会の決議においても、各国に求められている。すなわち、我が国は提案国として、積極的に取り組む必要があるといえる。

次に②の予算確保について、過去2年に「ESD の10年」のための事業費を確保している

例として、文部科学省、環境省、外務省の実績がある(表4)。これらのうち、環境省の平成16年度に新規で配分された予算を除くと、国外向けの協力のための予算であり、3省全体としてみても、非常に限られた額となっている。

今後は、国内実施計画策定のための事業費等も検討する余地があろう。その際、ユネスコの原則に従えば、既存の予算の枠の中で、「ESD の10年」の推進事業に該当する可能性があるものはないか、について再検討する必要もある。

国レベルの取組みを効率的に推進するために、さらに③の広報の活動にも関連するが、内外に日本の政府レベルの取組みをアピールするためにも、「ESD の10年」関連予算全体の額を、ある程度、把握できるようにしておくことがのぞましいと思われる。

なお、平成17年度予算案においては、環境省における16年度新規予算「ESD の10年ガイド

(表 4) 持続可能な開発のための教育の10年に関する予算概要 (平成15-16年度)

事業名及び内容	担当省	平成16年度 (15年度)
WSSD フォローアップ事業拠出金 国連大学が中心となり、ヨハネスブルグ・サミットにて提案された ESD の10年における具体的な取組みを検討するために、フォローアップ事業を実施する。	文部科学省	1千万円 (1千万円)
持続可能な開発のための教育の10年ガイドライン策定事業 (平成16年度新規*) ESD の10年の実施推進のため、「持続可能な開発のための環境教育」について、概念の整理を行うとともに、具体的なカリキュラム、評価手法等のガイドラインを作成する。	環境省	1千万円 (0円)
国連大学拠出金-教育10年構想事業費 国連大学が行う NGO や関係国際機関等と連携・協力した ESD の10年のコンセプト等の検討、及び国際連携可能な人材の研修プログラム開発等、高度な環境実務人材の育成事業に対し支援する。	環境省	7千万円 (5千万円)
ユネスコ拠出金 ESD の10年の決議の提案国として、ユネスコと協力して ESD の10年を推進していくべき関連から、ユネスコによる国際実施計画の策定を支援する。	外務省	0円 (1.15千万円*)

(出典) 文部科学省および環境省の予算について「平成16年度予算における主な環境教育・環境学習関連施策の概要」環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会(第1回:2004.5.10.)配布資料(参考資料2);外務省の予算について「国連持続可能な開発のための教育の10年:概要」(HP資料)を参照し、各省担当者に確認の上、作成した。

*外務省のみ実績ベース。10万ドルを報告省令レート(H15年度平均は1ドル=約115円)で換算した。

ライン策定事業」が、「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」と事業名を改訂され、額は百万円削られ、9百万円が計上された。事業の概要は、国内における持続可能な開発のための環境教育についてのガイドラインの策定と、「ESDの10年」の普及啓発のための広報活動を行うとされている⁽⁵⁸⁾。文部科学省は、ユネスコ等を通じた国際教育協力の17年度予算案の814百万円（16年度は645百万円）の中に、新規にESD信託基金拠出金を創設している⁽⁵⁹⁾。

最後に、③の広報・意識啓発事業について、ユネスコ向けには、ユネスコ国内委員会からの提言などが外務省を通じて行われたが、そのほか、国内向けには、これまでに各省レベルで国際シンポジウムを後援するなどのほか、目立った取組みは行われていない。これは、あらゆる主体による自発的な取組みが求められるESDの10年に関しては、その意識啓発についても、市民の代表としてのNGOなどが前面に立つて行ふべきとの配慮があるとの見方もできる。

しかし、ESDの10年のための関係者への意識啓発を政府が行うことについては、日本が提案した第58回及び第59回国連総会決議において、各国に求められている。すなわち提案国である我が国は、国レベルの推進体制づくりと同様に、「ESDの10年」の開始年にあたっては特に、国

内での意識啓発を行うとともに、国内外に自国の取組みをアピールする必要もある。

また、ESDの10年の取組みについて広報する場としても活用しうるイベントとして、この3月25日から185日間にわたり開催される2005年日本国際博覧会（愛知万博）がある。「自然の叡智」をテーマとするこの愛知万博は、環境・地球・市民・ITをキーワードに、地球を未来に引き継ぐための課題を探り、新たな文化の創造を目指す壮大なイベントになると予想されている⁽⁶⁰⁾。愛知万博の開催は、ヨハネスブルグ・サミットで「小泉構想」として提示された、持続可能な開発のための日本政府の具体的行動のうち、環境分野の重点事項（途上国支援）の一つに掲げられた取組みでもある⁽⁶¹⁾。世界から121カ国と5つの国際機関が参加し、1,500万人の入場者を見込むといわれるこの機会に、日本におけるESDの10年についても何らかの広報を行えば、国内向けだけでなく、国際的にも大いにアピールできる可能性があるだろう。

「持続可能な開発」という概念を世に広めることに大きく貢献した、『我ら共有の未来』⁽⁶²⁾をまとめた「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）は、日本政府の提唱をきっかけとして、第38回国連総会の決議⁽⁶³⁾に

⁽⁵⁸⁾ 環境省環境政策局環境教育推進室「(改)国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業 9百万円」環境省予算PR資料。

⁽⁵⁹⁾ 文部科学省『平成17年度予算(案)主要事項』平成17年1月 p.15. この新規ESD信託基金の額について、文部科学省内ユネスコ国内委員会担当者に問い合わせたところ、文部科学省はユネスコへのESD信託基金として2億円の拠出を予定しているとのことである。また、15年度予算実績としてユネスコに10万ドルの拠出を行った外務省国際社会協力部地球環境課の担当者にも問い合わせたところ、17年度の予定はないとのことであった。（いずれも2005年1月28日現在。）

⁽⁶⁰⁾ 「ふくらむ夢 地球の未来」『朝日新聞』；「愛・地球博」『読売新聞』ほか、2005年1月1日各紙の愛知万博特集紙面による。

⁽⁶¹⁾ 「小泉構想（「持続可能な開発」のための日本政府の具体的行動－地球規模の共有（Global Sharing）を目指して）－」平成14年8月21日 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyowssd/koizumi.html>> (last access 2005.2.1.)

⁽⁶²⁾ WCED, *op. cit.* (4)

⁽⁶³⁾ UN Doc. A/RES/38/161 (1983年12月19日採択)

に基づき設置され、1984年に活動を開始した賢人会議である。このことに思いを馳せれば、「ESDの10年」の取組みは、ヨハネスブルグ・サミット以来といわず、そもそも、「持続可能な開発」という概念の始まり以来、国際社会において我が国が深くかかわってきた歴史ある取組みであるともいえよう。

このような歴史の延長に、2005年、「ESDの10年」が始まった。これからの10年、そしてその後においても、「ESDの10年」が目指すもの、すなわち持続可能な共生社会の実現に貢献する役割が、日本には期待されている。

(うえはら ゆきこ 文教科学技術課)